

# 第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

大 分 県

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1 計画の期間                         | 1  |
| 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項      | 1  |
| 1 鳥獣保護区指定                        | 1  |
| (1) 方 針                          | 1  |
| (2) 鳥獣保護区の指定等計画                  | 2  |
| 2 特別保護地区の指定                      | 5  |
| (1) 方 針                          | 5  |
| (2) 特別保護地区指定計画                   | 5  |
| 3 休猟区の指定                         | 7  |
| (1) 方 針                          | 7  |
| (2) 休猟区指定計画                      | 7  |
| (3) 特例休猟区指定計画                    | 7  |
| 4 鳥獣保護区の整備等                      | 9  |
| (1) 方 針                          | 9  |
| (2) 整備計画                         | 9  |
| (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概況         | 9  |
| 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項            | 10 |
| 1 鳥獣の人工増殖                        | 10 |
| (1) 方 針                          | 10 |
| (2) 人工増殖計画                       | 10 |
| 2 放鳥獣                            | 10 |
| (1) 方 針                          | 10 |
| (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画                | 10 |
| (3) 放獣計画                         | 10 |
| 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項     | 11 |
| 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定     | 11 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方               | 11 |
| (2) 許可する場合の基本的考え方                | 11 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準              | 12 |
| (4) 許可に当たっての条件の考え方               | 12 |
| (5) 許可権限の市町村長への委譲                | 13 |
| (6) 捕獲実施に当たっての留意事項               | 13 |
| (7) 捕獲物又は採取物の処理等                 | 13 |
| (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集               | 14 |
| (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 14 |

|                                        |    |
|----------------------------------------|----|
| 2 学術研究を目的とする場合                         | 14 |
| (1) 学術研究                               | 14 |
| (2) 標識調査                               | 15 |
| 3 鳥獣による生活環境、農林産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合  | 15 |
| (1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方                      | 15 |
| (2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定                 | 16 |
| (3) 鳥獣の適正管理の実施                         | 17 |
| (4) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備                | 21 |
| 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合                 | 21 |
| (1) 許可対象者                              | 21 |
| (2) 鳥獣の種類・数                            | 21 |
| (3) 期間                                 | 22 |
| (4) 区域                                 | 22 |
| (5) 方法                                 | 22 |
| 5 その他特別の事由の場合                          | 22 |
| (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的                 | 22 |
| (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的                | 22 |
| (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的        | 23 |
| (4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止                | 23 |
| (5) 鵜飼漁業への利用                           | 24 |
| (6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的                    | 24 |
| (7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的 | 24 |
| 6 鳥獣の飼養の適正化                            | 24 |
| (1) 方針                                 | 24 |
| (2) 飼養適正化のための指導内容                      | 25 |
| 7 販売禁止鳥獣等                              | 25 |
| (1) 許可の考え方                             | 25 |
| (2) 許可の条件                              | 25 |
| 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項     | 28 |
| 1 特定猟具使用禁止区域の指定                        | 28 |
| (1) 方針                                 | 28 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画                     | 28 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳                     | 29 |

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 2   | 特定猟具使用制限区域の指定     | 2 9 |
|     | 方針                | 2 9 |
| 3   | 猟区設定のための指導        | 2 9 |
| (1) | 方針                | 2 9 |
| (2) | 設定指導の方法           | 2 9 |
| 4   | 指定猟法禁止区域          | 2 9 |
|     | 方針                | 2 9 |
| 第6  | 特定計画の作成に関する事項     | 3 0 |
|     | 方針                | 3 0 |
| 第7  | 鳥獣の生息状況の調査に関する事項  | 3 1 |
| 1   | 基本方針              | 3 1 |
| 2   | 鳥獣保護対策調査          | 3 1 |
| (1) | 方針                | 3 1 |
| (2) | 鳥獣生息分布等調査         | 3 1 |
| (3) | 希少鳥獣等保護調査         | 3 1 |
| (4) | ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査  | 3 1 |
| (5) | 鳥獣保護区等の指定・管理等調査   | 3 2 |
| 3   | 狩猟対策調査            | 3 3 |
| (1) | 方針                | 3 3 |
| (2) | 狩猟鳥獣生息調査          | 3 3 |
| (3) | 放鳥効果測定調査          | 3 3 |
| (4) | 狩猟実態調査            | 3 4 |
| 4   | 有害鳥獣対策調査          | 3 4 |
| (1) | 方針                | 3 4 |
| (2) | 調査の概要             | 3 4 |
| 第8  | 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項 | 3 5 |
| 1   | 鳥獣行政担当職員          | 3 5 |
| (1) | 方針                | 3 5 |
| (2) | 設置計画              | 3 5 |
| (3) | 研修計画              | 3 5 |
| 2   | 鳥獣保護員             | 3 6 |
| (1) | 方針                | 3 6 |
| (2) | 設置計画              | 3 6 |
| (3) | 年間活動計画            | 3 6 |
| (4) | 研修計画              | 3 6 |
| 3   | 保護管理の担い手の育成       | 3 7 |
| (1) | 方針                | 3 7 |
| (2) | 研修計画              | 3 7 |

|     |                      |     |
|-----|----------------------|-----|
| (3) | 狩猟者の減少防止対策           | 3 7 |
| 4   | 鳥獣保護センター等の設置         | 3 7 |
|     | 方針                   | 3 7 |
| 5   | 取締り                  | 3 8 |
| (1) | 方針                   | 3 8 |
| (2) | 年間計画                 | 3 8 |
| 6   | 必要な財源の確保             | 3 8 |
| 第9  | その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項 | 3 9 |
| 1   | 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題      | 3 9 |
| 2   | 鳥獣の区分と保護管理の考え方       | 3 9 |
| (1) | 希少鳥獣                 | 3 9 |
| (2) | 狩猟鳥獣                 | 3 9 |
| (3) | 外来鳥獣等                | 3 9 |
| (4) | 一般鳥獣                 | 3 9 |
| 3   | 狩猟の適正管理              | 3 9 |
| 4   | 傷病鳥獣救護の基本的な対応        | 3 9 |
| (1) | 方針                   | 3 9 |
| (2) | 救護個体の取扱い             | 4 0 |
| (3) | 感染症対策                | 4 0 |
| (4) | 野生復帰                 | 4 0 |
| (5) | 保護体制                 | 4 1 |
| 5   | 安易な餌付けの防止            | 4 1 |
|     | 方針                   | 4 1 |
| 6   | 人獣共通感染症への対応          | 4 2 |
| 7   | 普及啓発                 | 4 3 |
| (1) | 鳥獣の保護管理についての普及等      | 4 3 |
| (2) | 野鳥の森等の整備             | 4 3 |
| 8   | 愛鳥モデル校の指定            | 4 3 |
| (1) | 方針                   | 4 3 |
| (2) | 指定期間                 | 4 3 |
| (3) | 愛鳥モデル校に対する指導内容       | 4 4 |
| (4) | 指定計画                 | 4 4 |
| 9   | 法令の普及徹底              | 4 4 |
| (1) | 方針                   | 4 4 |
| (2) | 年間計画                 | 4 4 |

## 第1 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

## 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

##### ① 指定に関する中長期的な方針

本県は、県土面積63万ヘクタール、このうち約7割にあたる45万ヘクタールが森林であり、九州最大規模の自然林である祖母傾山系をはじめとする山岳地やくじゅう火山群の南麓の広大な草原、県南部に見られる複雑な海岸線など変化に富んだ地形で構成され、生息鳥獣は約320種に及んでいる。

第1次から第10次鳥獣保護事業計画に基づいて、積極的に鳥獣保護区を指定してきた結果、現在、鳥獣保護区は県土面積の約6%を占めるに至っており、野生鳥獣の保護とともに県民の鳥獣保護思想の高揚の場としても活用されてきた。

第11次鳥獣保護事業計画では、引き続き野生鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として指定するが、近年、野生鳥獣による農林業被害が増加していることから、鳥獣保護区の新規指定及び更新にあたっては、土地利用形態や野生鳥獣の生息状況等を勘案しながら指定するものとする。

##### ② 指定区分ごとの方針

###### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護繁殖を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

###### 2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護繁殖を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

###### 3) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護繁殖を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域について、集団繁殖地の鳥獣保護区を指定する。

###### 4) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省のレッドリストに絶滅危惧種Ⅰ類、Ⅱ類若しくは地域個体群として掲載されている鳥獣、大分県のレッドデータブックに掲載されている種その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

###### 5) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。



(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

| 区 分      |    | 鳥獣保護<br>区指定の<br>目標 | 既設鳥獣<br>保護区<br>(A) |      | 本計画期間に指定する鳥獣保護区 |        |       |       |       |        | 本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 |    |    |    |    |      |
|----------|----|--------------------|--------------------|------|-----------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------------------|----|----|----|----|------|
|          |    |                    |                    |      | 24年度            | 25     | 26    | 27    | 28    | 計(B)   | 24年度              | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(C) |
| 森林鳥獣の生息地 | 箇所 | 45                 | 40                 | 箇所   | 2               | 6      | 5     | 6     | 5     | 24     |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 | 13,200 ha          | 26,498             | 変動面積 | 606 ha          | 9,315  | 2,183 | 2,375 | 3,664 | 18,143 | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 大規模生息地   | 箇所 |                    |                    | 箇所   |                 |        |       |       |       | 0      |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                    |                    | 変動面積 | ha              |        |       |       |       | 0      | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 集団渡来地    | 箇所 |                    | 9                  | 箇所   |                 | 2      |       | 1     | 1     | 4      |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                    | 3,287              | 変動面積 | ha              | 918    |       | 163   | 435   | 1,516  | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 集団繁殖地    | 箇所 |                    | 1                  | 箇所   |                 |        |       |       |       | 0      |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                    | 13                 | 変動面積 | ha              |        |       |       |       | 0      | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 希少鳥獣生息地  | 箇所 |                    | 1                  | 箇所   |                 |        |       |       | 1     | 1      |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                    | 5,173              | 変動面積 | ha              |        |       |       | 5,173 | 5,173  | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 生息地回廊    | 箇所 |                    |                    | 箇所   |                 |        |       |       |       | 0      |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                    |                    | 変動面積 | ha              |        |       |       |       | 0      | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 |                    | 14                 | 箇所   | 3               |        | 1     | 2     |       | 6      |                   |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                    | 1,870              | 変動面積 | 453 ha          |        | 27    | 805   |       | 1,285  | ha                |    |    |    |    | 0    |
| 計        | 箇所 |                    | 65                 | 箇所   | 5               | 8      | 6     | 9     | 7     | 35     | 0                 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    |
|          | 面積 |                    | 36,841             | 変動面積 | 1,059 ha        | 10,233 | 2,210 | 3,343 | 9,272 | 26,117 | 0 ha              | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    |

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

|      | 本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 |    |    |    |    |       | 本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 |        |       |       |       |        | 計画期間<br>中の<br>増△減* | 計画終了<br>時の鳥獣<br>保護区** |
|------|-------------------|----|----|----|----|-------|------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------------------|-----------------------|
|      | 24年度              | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(D)  | 24年度                   | 25     | 26    | 27    | 28    | 計(E)   |                    |                       |
| 箇所   | 1                 |    |    |    |    | 1     | 2                      | 6      | 5     | 6     | 5     | 24     | 0                  | 40                    |
| 変動面積 | 1,864 ha          |    |    |    |    | 1,864 | 606 ha                 | 9,315  | 2,183 | 2,375 | 3,664 | 18,143 | △1,864             | 24,634                |
| 箇所   |                   |    |    |    |    | 0     |                        |        |       |       |       | 0      | 0                  | 0                     |
| 変動面積 | ha                |    |    |    |    | 0     | ha                     |        |       |       |       | 0      | 0                  | 0                     |
| 箇所   |                   |    |    |    |    | 0     |                        | 1      |       | 1     | 1     | 3      | 1                  | 10                    |
| 変動面積 | ha                |    |    |    |    | 0     | ha                     | 815    |       | 163   | 435   | 1,413  | 103                | 3,390                 |
| 箇所   |                   |    |    |    |    | 0     |                        |        |       |       |       | 0      | 0                  | 1                     |
| 変動面積 | ha                |    |    |    |    | 0     | ha                     |        |       |       |       | 0      | 0                  | 13                    |
| 箇所   |                   |    |    |    |    | 0     |                        |        |       |       | 1     | 1      | 0                  | 1                     |
| 変動面積 | ha                |    |    |    |    | 0     | ha                     |        |       | 5,173 | 5,173 | 0      | 5,173              |                       |
| 箇所   |                   |    |    |    |    | 0     |                        |        |       |       |       | 0      | 0                  | 0                     |
| 変動面積 | ha                |    |    |    |    | 0     | ha                     |        |       |       |       | 0      | 0                  | 0                     |
| 箇所   |                   |    |    |    |    | 0     | 3                      |        | 1     | 2     |       | 6      | 0                  | 14                    |
| 変動面積 | ha                |    |    |    |    | 0     | 453 ha                 |        | 27    | 805   |       | 1,285  | 0                  | 1,870                 |
| 箇所   | 1                 | 0  | 0  | 0  | 0  | 1     | 5                      | 7      | 6     | 9     | 7     | 34     | 1                  | 66                    |
| 変動面積 | 1,864 ha          | 0  | 0  | 0  | 0  | 1,864 | 1,059 ha               | 10,130 | 2,210 | 3,343 | 9,272 | 26,014 | △1,761             | 35,080                |

## ① 鳥獣保護区の指定計画

## 1) 集団渡来地の保護区

(第4表)

| 年 度    | 鳥獣保護区指定所在地 | 鳥獣保護区予定名称  | 指定面積   | 指定期間          | 備考 |
|--------|------------|------------|--------|---------------|----|
| 平成25年度 | 日田市大山町西大山  | 大山ダム 鳥獣保護区 | 103 ha | 平成25年11月1日から  |    |
| 計      |            | 1 箇所       | 103 ha | 平成35年10月31日まで |    |

## ② 既設鳥獣保護区の変更計画

(第9表)

| 年 度    | 指定区分     | 鳥獣保護区名     | 変更区分 | 指定面積の異動   |           |           | 変更後の指定期間                       | 変更理由  | 備 考                |
|--------|----------|------------|------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------|-------|--------------------|
|        |          |            |      | 異動前の面積    | 異動面積      | 異動後の面積    |                                |       |                    |
| 平成24年度 | 森林鳥獣生息地  | 国東半島 鳥獣保護区 | 区域変更 | 2,667 ha  | △1,864 ha | 803 ha    | 平成24年11月 1日から<br>平成28年10月31日まで | 境界見直し | 国東市・豊後高田市          |
|        | 身近な鳥獣生息地 | 農業文化公園 "   | 期間更新 | 156 ha    | 0 ha      | 156 ha    | 平成24年11月 1日から<br>平成34年10月31日まで |       | 杵築市・宇佐市            |
|        | 森林鳥獣生息地  | 九六位 "      | "    | 316 ha    | 0 ha      | 316 ha    | "                              |       | 大分市                |
|        | 身近な鳥獣生息地 | 仏原 "       | "    | 287 ha    | 0 ha      | 287 ha    | "                              |       | 竹田市                |
|        | 身近な鳥獣生息地 | 角埋山 "      | "    | 10 ha     | 0 ha      | 10 ha     | "                              |       | 玖珠町                |
|        | 森林鳥獣生息地  | 青少年旅行村 "   | "    | 290 ha    | ha        | 290 ha    | "                              |       | 中津市                |
| 計      |          | 6 箇所       |      | 3,726 ha  | △1,864 ha | 1,862 ha  |                                |       |                    |
| 平成25年度 | 集団渡来地    | 姫島村 鳥獣保護区  | 期間更新 | 815 ha    | 0 ha      | 815 ha    | 平成25年11月 1日から<br>平成35年10月31日まで |       | 姫島村                |
|        | 森林鳥獣生息地  | 城島高原 "     | "    | 4,855 ha  | 0 ha      | 4,855 ha  | "                              |       | 別府市・由布市<br>(縮小等検討) |
|        | 森林鳥獣生息地  | 霊山 "       | "    | 805 ha    | 0 ha      | 805 ha    | "                              |       | 大分市                |
|        | 森林鳥獣生息地  | 黒岳 "       | "    | 1,580 ha  | 0 ha      | 1,580 ha  | "                              |       | 竹田市・由布市            |
|        | 森林鳥獣生息地  | 仙崎公園 "     | "    | 270 ha    | 0 ha      | 270 ha    | "                              |       | 佐伯市                |
|        | 森林鳥獣生息地  | 英彦山 "      | "    | 1,150 ha  | 0 ha      | 1,150 ha  | "                              |       | 中津市                |
|        | 森林鳥獣生息地  | 風土記の丘 "    | "    | 655       | 0 ha      | 655       | "                              |       | 宇佐市                |
| 計      |          | 7 箇所       |      | 10,130 ha | 0 ha      | 10,130 ha |                                |       |                    |

| 年 度    | 指定区分     | 鳥獣保護区名      | 変更区分 | 指定面積の異動   |           |           | 変更後の指定期間                       | 変更理由 | 備 考              |
|--------|----------|-------------|------|-----------|-----------|-----------|--------------------------------|------|------------------|
|        |          |             |      | 異動前の面積    | 異動面積      | 異動後の面積    |                                |      |                  |
| 平成26年度 | 森林鳥獣生息地  | 山香 鳥獣保護区    | 期間更新 | 734 ha    | 0 ha      | 734 ha    | 平成26年11月 1日から<br>平成36年10月31日まで |      | 杵築市（縮小等検討）       |
|        | 森林鳥獣生息地  | 関崎 "        | "    | 683 ha    | 0 ha      | 683 ha    | "                              |      | 大分市              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 大島 "        | "    | 186 ha    | 0 ha      | 186 ha    | "                              |      | 佐伯市              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 荒平 "        | "    | 270 ha    | 0 ha      | 270 ha    | "                              |      | 豊後大野市（解除等検討）     |
|        | 身近な自然    | 熊野 "        | "    | 27 ha     | 0 ha      | 27 ha     | "                              |      | 豊後高田市            |
|        | 森林鳥獣生息地  | 宇佐神宮 "      | "    | 310 ha    | 0 ha      | 310       | "                              |      | 宇佐市              |
| 計      |          | 6 箇所        |      | 2,210 ha  | 0 ha      | 2,210 ha  |                                |      |                  |
| 平成27年度 | 森林鳥獣生息地  | 高崎山 鳥獣保護区   | 期間更新 | 408 ha    | 0 ha      | 408 ha    | 平成27年11月 1日から<br>平成37年10月31日まで |      | 別府市・大分市・由布市      |
|        | 森林鳥獣生息地  | 由布川 "       | "    | 445 ha    | 0 ha      | 445 ha    | "                              |      | 由布市（解除等検討）       |
|        | 身近な鳥獣生息地 | 城山 "        | "    | 275 ha    | 0 ha      | 275 ha    | "                              |      | 佐伯市              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 花立 "        | "    | 329 ha    | 0 ha      | 329 ha    | "                              |      | 竹田市              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 山下湖 "       | "    | 578 ha    | 0 ha      | 578 ha    | "                              |      | 由布市・九重町          |
|        | 森林鳥獣生息地  | 宮ノ尾 "       | "    | 285 ha    | 0 ha      | 285 ha    | "                              |      | 九重町              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 麻生釣 "       | "    | 330 ha    | 0 ha      | 330 ha    | "                              |      | 玖珠町・九重町          |
|        | 身近な鳥獣生息地 | 洞門羅漢寺 "     | "    | 530 ha    | 0 ha      | 530 ha    | "                              |      | 中津市              |
|        | 集団渡来地    | 耶馬溪ダム "     | "    | 163 ha    | 0 ha      | 163       | "                              |      | 中津市              |
| 計      |          | 9 箇所        |      | 3,343 ha  | 0 ha      | 3,343 ha  |                                |      |                  |
| 平成28年度 | 希少鳥獣生息地  | 祖母傾山系 鳥獣保護区 | 期間更新 | 5,173 ha  | 0 ha      | 5,173 ha  | 平成28年11月 1日から<br>平成38年10月31日まで |      | 佐伯市・竹田市<br>豊後大野市 |
|        | 森林鳥獣生息地  | 蒲戸崎 "       | "    | 71 ha     | 0 ha      | 71 ha     | "                              |      | 佐伯市              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 白鹿山 "       | "    | 120 ha    | 0 ha      | 120 ha    | "                              |      | 豊後大野市            |
|        | 森林鳥獣生息地  | 牧ノ戸 "       | "    | 1,700 ha  | 0 ha      | 1,700 ha  | "                              |      | 九重町              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 亀石曾田山 "     | "    | 970 ha    | 0 ha      | 970 ha    | "                              |      | 日田市              |
|        | 集団渡来地    | 松原下釜ダム "    | "    | 435 ha    | 0 ha      | 435 ha    | "                              |      | 日田市              |
|        | 森林鳥獣生息地  | 国東半島 "      | "    | 803 ha    | 0 ha      | 803 ha    | "                              |      | 国東市・豊後高田市        |
| 計      |          | 7 箇所        |      | 9,272 ha  | 0 ha      | 9,272 ha  |                                |      |                  |
| 合 計    |          | 35 箇所       |      | 28,681 ha | △1,864 ha | 26,817 ha |                                |      |                  |

## 2 特別保護地区の指定

## (1) 方針

## ① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区内で、鳥獣の保護のため特に重要と認められる地区について、一定の行為を制限し、鳥獣の生息環境の保全を図るために、特別保護地区を指定する。

## ② 指定区分ごとの方針

本計画期間中に期間満了となる特別保護地区については、指定の目的が失われ又は目標を達成した箇所を除き、再指定を行う。

## (2) 特別保護地区指定計画

(第10表)

| 区 分      |    | 特別保護<br>地区指定<br>の目標 | 既設特別<br>保護地区<br>(A) |      | 本計画期間に指定する特別保護地区<br>(再指定も含む) |    |     |     |     |      | 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 |    |    |    |    |      |
|----------|----|---------------------|---------------------|------|------------------------------|----|-----|-----|-----|------|--------------------|----|----|----|----|------|
|          |    |                     |                     |      | 24年度                         | 25 | 26  | 27  | 28  | 計(B) | 24年度               | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(C) |
| 森林鳥獣の生息地 | 箇所 | 23                  | 7                   | 箇所   |                              |    | 2   | 1   | 2   | 5    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 | 3,559 ha            | 640                 | 変動面積 | ha                           |    | 120 | 110 | 157 | 387  | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 大規模生息地   | 箇所 |                     |                     | 箇所   |                              |    |     |     |     | 0    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                     |                     | 変動面積 | ha                           |    |     |     |     | 0    | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 集団渡来地    | 箇所 |                     |                     | 箇所   |                              |    |     |     |     | 0    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                     |                     | 変動面積 | ha                           |    |     |     |     | 0    | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 集団繁殖地    | 箇所 |                     | 1                   | 箇所   |                              |    |     |     |     | 0    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                     | 13                  | 変動面積 | ha                           |    |     |     |     | 0    | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 希少鳥獣生息地  | 箇所 |                     |                     | 箇所   |                              |    |     |     |     | 0    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                     |                     | 変動面積 | ha                           |    |     |     |     | 0    | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 生息地回廊    | 箇所 |                     |                     | 箇所   |                              |    |     |     |     | 0    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                     |                     | 変動面積 | ha                           |    |     |     |     | 0    | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 身近な鳥獣生息地 | 箇所 |                     | 2                   | 箇所   | 1                            |    |     | 1   |     | 2    |                    |    |    |    |    | 0    |
|          | 面積 |                     | 60                  | 変動面積 | 5 ha                         |    |     | 55  |     | 60   | ha                 |    |    |    |    | 0    |
| 計        | 箇所 |                     | 10                  | 箇所   | 1                            | 0  | 2   | 2   | 2   | 7    | 0                  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    |
|          | 面積 |                     | 713                 | 変動面積 | 5 ha                         | 0  | 120 | 165 | 157 | 447  | 0 ha               | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    |

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

|      | 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 |    |    |    |    |      | 本計画期間に解除又は期間満了となる<br>特別保護地区 (再指定も含む) |    |     |     |     |      | 計画期間<br>中の<br>増△減* | 計画終了<br>時の特別<br>保護地区** |
|------|--------------------|----|----|----|----|------|--------------------------------------|----|-----|-----|-----|------|--------------------|------------------------|
|      | 24年度               | 25 | 26 | 27 | 28 | 計(D) | 24年度                                 | 25 | 26  | 27  | 28  | 計(E) |                    |                        |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    |                                      |    | 2   | 1   | 2   | 5    | 0                  | 7                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | ha                                   |    | 120 | 110 | 157 | 387  | 0                  | 640                    |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    |                                      |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | ha                                   |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    |                                      |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | ha                                   |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    |                                      |    |     |     |     | 0    | 0                  | 1                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | ha                                   |    |     |     |     | 0    | 0                  | 13                     |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    |                                      |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | ha                                   |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    |                                      |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | ha                                   |    |     |     |     | 0    | 0                  | 0                      |
| 箇所   |                    |    |    |    |    | 0    | 1                                    |    |     | 1   |     | 2    | 0                  | 2                      |
| 変動面積 | ha                 |    |    |    |    | 0    | 5 ha                                 |    |     | 55  |     | 60   | 0                  | 60                     |
| 箇所   | 0                  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    | 1                                    | 0  | 2   | 2   | 2   | 7    | 0                  | 10                     |
| 変動面積 | 0 ha               | 0  | 0  | 0  | 0  | 0    | 5 ha                                 | 0  | 120 | 165 | 157 | 447  | 0                  | 713                    |

## 特別保護地区の指定内訳

(第 1 1 表)

| 年 度    | 指定の対象となる鳥獣保護区 |            |          |                                 | 特別保護地区 |                                 | 特別保護指定区域 |      | 備 考 |
|--------|---------------|------------|----------|---------------------------------|--------|---------------------------------|----------|------|-----|
|        | 指 定 区 分       | 鳥獣保護区名称    | 面 積      | 設 定 期 間                         | 指定面積   | 指 定 期 間                         | 指定面積     | 指定期間 |     |
| 平成24年度 | 身近な鳥獣         | 角埋山 鳥獣保護区  | 10 ha    | 平成24年11月 1 日から<br>平成34年10月31日まで | 5 ha   | 平成24年11月 1 日から<br>平成34年10月31日まで |          |      | 再指定 |
| 計      |               | 1 箇所       | 10 ha    |                                 | 5 ha   |                                 |          |      |     |
| 平成26年度 | 森林鳥獣          | 関崎 鳥獣保護区   | 683 ha   | 平成26年11月 1 日から<br>平成36年10月31日まで | 94 ha  | 平成26年11月 1 日から<br>平成36年10月31日まで |          |      | 再指定 |
|        | 森林鳥獣          | 宇佐神宮 鳥獣保護区 | 310      | 〃                               | 26     | 〃                               |          |      | 〃   |
| 計      |               | 2 箇所       | 993 ha   |                                 | 120    |                                 |          |      |     |
| 平成27年度 | 森林鳥獣          | 山下湖 鳥獣保護区  | 578 ha   | 平成27年11月 1 日から<br>平成37年10月31日まで | 110 ha | 平成27年11月 1 日から<br>平成37年10月31日まで |          |      | 再指定 |
|        | 身近な鳥獣         | 城山 鳥獣保護区   | 275      | 〃                               | 55     | 〃                               |          |      | 〃   |
| 計      |               | 2 箇所       | 853 ha   |                                 | 165    |                                 |          |      |     |
| 平成28年度 | 森林鳥獣          | 牧ノ戸 鳥獣保護区  | 1,700 ha | 平成28年11月 1 日から<br>平成38年10月31日まで | 86 ha  | 平成28年11月 1 日から<br>平成38年10月31日まで |          |      | 再指定 |
|        | 森林鳥獣          | 国東半島 鳥獣保護区 | 803      | 〃                               | 71     | 〃                               |          |      | 〃   |
| 計      |               | 2 箇所       | 2,503 ha |                                 | 157    |                                 |          |      |     |
| 合計     |               | 7 箇所       | 4,359 ha |                                 | 447 ha |                                 | ha       |      |     |

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

休猟区は、キジ、ヤマドリ等狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある地域に指定するものとし、農林水産関係者、住民等の理解が得られるよう留意し、出来る限り分布に偏りが無いよう配慮するものとする。

指定にあたっては、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域界により設定するよう努めるものとする。

また、狩猟鳥獣による農林業被害の軽減のため防護柵の設置等多くの政策を講じている状況を鑑み、周辺地区における農林業被害が少ない等の事情がない限り、休猟区内においても特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

#### (2) 休猟区指定計画

(第12表)

| 年 度    | 休猟区指定所在地  | 休猟区名称   | 指定面積     | 指定期間 | 備 考 |
|--------|-----------|---------|----------|------|-----|
| 平成25年度 | 津久見市大字下青江 | 上青江 休猟区 | 1,290 ha | 3 年  |     |
| 平成28年度 | 津久見市大字下青江 | 青江 ”    | 1,520 ha | ”    |     |
| 合 計    |           | 2 箇所    | 2,810 ha |      |     |

#### (3) 特例休猟区指定計画

(第13表)

| 年 度    | 特例休猟区指定所在地     | 特例休猟区名称   | 指定面積     | 指定期間 | 特定鳥獣名   | 備 考   |
|--------|----------------|-----------|----------|------|---------|-------|
| 平成24年度 | 国東市国東町岩戸寺外     | 千燈岳 特例休猟区 | 685 ha   | 3 年  | イノシシ・シカ | 国東市   |
|        | 臼杵市野津町大字泊      | ニガキの台 ”   | 1,073 ha | ”    | ”       | 臼杵市   |
|        | 豊後大野市緒方町大字上年野外 | 巢石山 ”     | 1,056 ha | ”    | ”       | 豊後大野市 |
|        | 日田市上津江町上野田     | 上野田 ”     | 2,100 ha | ”    | ”       | 日田市   |
|        | 宇佐市安心院町佐田      | 米神山 ”     | 1,746 ha | ”    | ”       | 宇佐市   |
| 計      |                | 5 箇所      | 6,660 ha |      |         |       |
| 平成25年度 | 別府市大字野田外       | 野田 特例休猟区  | 1,250 ha | 3 年  | イノシシ・シカ | 別府市   |
|        | 竹田市直入町大字長湯外    | 直入北部 ”    | 3,100 ha | ”    | ”       | 竹田市   |
|        | 玖珠郡玖珠町大字森外     | 日出生 ”     | 2,620 ha | ”    | ”       | 玖珠町   |
|        | 中津市山国町守実       | 溝部 ”      | 2,372 ha | ”    | ”       | 中津市   |
| 計      |                | 4 箇所      | 9,342 ha |      |         |       |

| 年 度    | 特例休猟区指定所在地     | 特例休猟区名称        | 指定面積      | 指定期間 | 特定鳥獣名   | 備 考      |
|--------|----------------|----------------|-----------|------|---------|----------|
| 平成26年度 | 国東市安岐町大字塩屋外    | 南安岐 特例休猟区      | 2,120 ha  | 3 年  | イノシシ・シカ | 国東市      |
|        | 大分市庄内町大字阿蘇野    | 花牟礼 //         | 1,840 ha  | //   | //      | 大分市      |
|        | 豊後大野市三重町大字中津留外 | 中津留 //         | 1,880 ha  | //   | //      | 豊後大野市    |
|        | 玖珠郡九重町大字田野外    | 崩平山(くえびらやま) // | 2,430 ha  | //   | //      | 九重町      |
|        | 宇佐市院内町下恵良      | 西椎屋 //         | 1,040 ha  | //   | //      | 宇佐市      |
| 計      |                | 5 箇所           | 9,310 ha  |      |         |          |
| 平成27年度 | 国東市国東町旭日外      | 旭日内田 特例休猟区     | 2,140 ha  | 3 年  | イノシシ・シカ | 国東市      |
|        | 大分市大字木佐上       | 縦木山 //         | 790 ha    | //   | //      | 大分市      |
|        | 豊後大野市犬飼町大字栗ヶ畑外 | 栗ヶ畑 //         | 723 ha    | //   | //      | 豊後大野市    |
|        | 日田市大字小山        | 五和 //          | 3,050 ha  | //   | //      | 日田市      |
|        | 中津市耶馬溪町大字大島    | 金吉 //          | 2,442 ha  | //   | //      | 中津市      |
| 計      |                | 5 箇所           | 9,145 ha  |      |         |          |
| 平成28年度 | 杵築市山香町大字山浦外    | 山浦・立石 特例休猟区    | 2,025 ha  | 3 年  | イノシシ・シカ | 杵築市(山香町) |
|        | 竹田市大字神原        | 姫岳 //          | 2,790 ha  | //   | //      | 竹田市      |
|        | 玖珠郡玖珠町大字戸畑     | 万年山西部 //       | 3,650 ha  | //   | //      | 玖珠町      |
|        | 豊後高田市佐野        | 忒利山 //         | 1,185 ha  | //   | //      | 豊後高田市    |
| 計      |                | 4 箇所           | 9,650 ha  |      |         |          |
| 合計     |                | 23 箇所          | 44,107 ha |      |         |          |

#### 4 鳥獣保護区の整備

##### (1) 方針

鳥獣保護区の指定目的を達成するため、標識などの整備をはじめ、野鳥観察に適した森林・湖沼等には、観察路・観察舎等の施設の整備に努めるものとする。

また、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、保全事業の実施により鳥獣の生息環境の改善に努めるものとし、保全事業を実施する際には、関係機関と十分な調整を図るものとする。

##### (2) 整備計画

###### ① 管理施設の設置

(第14表)

| 区 分    |     | 現況  |     | 平成24年度 |    | 平成25年度 |    | 平成26年度 |    | 平成27年度 |    | 平成28年度 |    | 合計  |     |
|--------|-----|-----|-----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|-----|-----|
|        |     | 箇所数 | 数量  | 箇所数    | 数量 | 箇所数    | 数量 | 箇所数    | 数量 | 箇所数    | 数量 | 箇所数    | 数量 | 箇所数 | 数量  |
| 標識類の整備 | 案内板 | 65  | 96  | 6      | 7  | 7      | 10 | 6      | 6  | 9      | 9  | 6      | 8  | 34  | 40  |
|        | 制札  |     | 591 |        | 49 |        | 98 |        | 23 |        | 33 |        | 92 |     | 295 |

###### ② 利用施設の整備

(第15表)

| 区 分         | 現況 | 平成24年度        | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|----|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 観察路、観察舎等の整備 | —  | 案内板設置<br>(1基) | 〃      | 〃      | 〃      | 〃      |
| その他の施設等の整備  | —  | 巣箱設置<br>(10個) | 〃      | 〃      | 〃      | 〃      |

###### ③ 調査、巡視等の計画

(第16表)

| 区 分             |     | 平成24年度                  |    | 平成25年度 |    | 平成26年度 |    | 平成27年度 |    | 平成28年度 |    | 計      |
|-----------------|-----|-------------------------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|
| 管理員等<br>(鳥獣保護員) | 箇所数 | 65                      | 箇所 | 66     | 箇所 | 66     | 箇所 | 66     | 箇所 | 66     | 箇所 | 329 箇所 |
|                 | 人数  | 66                      | 人  | 66     | 人  | 66     | 人  | 66     | 人  | 66     | 人  | 330 人  |
| 管理のための調査の実施     |     | 案内板・標識等の巡視管理、鳥獣の生息状況調査等 |    |        |    |        |    |        |    |        |    |        |

##### (3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

(第17表)

| 鳥獣保護区名 | 鳥獣の生息環境の悪化状況等の概要                             |
|--------|----------------------------------------------|
| —      | 河川・ダム湖等への土砂流入等、鳥獣の生息環境の悪化が見られる場合に、保全事業を実施する。 |



### 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

鳥獣の人工増殖については、原則として行わないこととするが、地域個体群の維持、絶滅のおそれのある獣類の保護のために必要な場合に限り、検討したうえで実施することとする。

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画まで行ってきたキジの放鳥については、本計画においても実施するものとし、放鳥場所は鳥獣保護区、休猟区及び必要と認められる箇所のうち、農作物被害にも留意して生息適地を選定し放鳥するものとする。また、定着状況を把握するため、出会調査や鳥獣保護員の巡視等により放鳥箇所のキジ生息状況を調査する。

なお、高病原性鳥インフルエンザ等の伝搬するような病原体の発生が確認されている際には、養殖業者への衛生管理の徹底や健康状態の確認等を要請し、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

##### (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

##### ① 放鳥計画

(第19表)

| 種類名 | 放鳥の地域 | 平成24年度 |       | 平成25年度 |       | 平成26年度 |       | 平成27年度 |       | 平成28年度 |       | 計  |       | 備 考         |
|-----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|----|-------|-------------|
|     |       | 箇所     | 羽     | 箇所     | 羽     | 箇所     | 羽     | 箇所     | 羽     | 箇所     | 羽     | 箇所 | 羽     |             |
| キジ  | 鳥獣保護区 | 6      | 600   | 7      | 700   | 6      | 600   | 9      | 900   | 6      | 600   | 34 | 3,400 | 日齢90日以上とする。 |
|     | 休猟区等  | 5      | 600   | 5      | 500   | 5      | 500   | 5      | 500   | 5      | 500   | 25 | 2,600 |             |
|     | 計     | 11     | 1,200 | 12     | 1,200 | 11     | 1,100 | 14     | 1,400 | 11     | 1,100 | 59 | 6,000 |             |

##### ② 種鳥の入手計画

(第20表)

| 種類名 | 平成24年度 |       |     | 平成25年度 |       |     | 平成26年度 |       |     | 平成27年度 |       |     | 平成28年度 |       |     |
|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|
|     | 委託生産   | 購入    | その他 | 委託生産   | 購入    | その他 | 委託生産   | 購入    | その他 | 委託生産   | 購入    | その他 | 委託生産   | 購入    | その他 |
| キジ  | 羽      | 羽     | 羽   | 羽      | 羽     | 羽   | 羽      | 羽     | 羽   | 羽      | 羽     | 羽   | 羽      | 羽     | 羽   |
|     |        | 1,200 | —   |        | 1,200 | —   |        | 1,100 | —   |        | 1,400 | —   |        | 1,100 | —   |

##### (3) 放獣計画

放獣については、原則として行わないこととするが、地域個体群の維持、絶滅のおそれのある獣類の保護のために必要な場合に限り、慎重に検討したうえで実施することとする。

## 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

### 1 鳥類の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

#### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可しないものとする。

- ① 捕獲後の処置の計画に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ⑥ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ⑦ 愛玩のための飼養の目的での捕獲は、許可しないものとする。

#### (2) 許可する場合の基本的考え方

##### ① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切なもの）であつて、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

##### ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

##### ③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

##### ④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

#### 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

- 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的  
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
- 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的  
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
- 4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的  
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- 5) 鵜飼漁業への利用  
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
- 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的  
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
- 7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的  
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。

ただし、下記①の1)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く）

- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町村や種を限定した上で、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき、狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、本基本指針及び鳥獣保護事業計画に従った適切な業務の施行及び県知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

2 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。  
ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性又は生理等に関する研究であること。  
また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1 年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- 1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。
- 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると、認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること

(2) 標識調査（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）

① 許可対象者

国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

被害等の発生予察、有害鳥獣捕獲の実績及び被害の状況を勘案して、鳥獣の種類別に捕獲許可の基準を具体的に設定するものとする。設定に当たっての基本的考え方及び方針は上記1に加え次のとおりとする。

## ① 基本的考え方

## 1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣等（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

## 2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

効果的な被害防除のためには、地域ごとにより細かな被害発生予察を行うことが必要である。

## ② 予察表

(第21表)

| 加害鳥獣名 |      | 被害農林水産物等                    | 被害発生時期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 被害発生地域           |
|-------|------|-----------------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------------------|
|       |      |                             | 4月     | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |                  |
| 鳥類    | カラス類 | 水稻、野菜、果樹、豆類、飼料作物、工芸作物、特用林産物 | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 県内全域             |
|       | スズメ  | 水稻、野菜、果物、シイタケ、飼料作物、豆類、麦類    | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 県内全域             |
|       | ドバト  | 水稻、果樹、豆類、飼料作物、野菜、麦類         | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 中部、豊肥、西部、北部管内    |
|       | ヒヨドリ | 果樹、野菜                       | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 中部、南部、豊肥、西部、北部管内 |
|       | カワウ  | 魚介類                         | ←      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 南部、豊肥、北部管内       |
|       | サギ   | 水稻                          | ←      |    |    | →  |    |    |     |     |     |    |    |    | 竹田市              |
|       | ムクドリ | 果樹                          |        |    |    | ←  |    | →  |     |     |     |    |    |    | 宇佐市              |

(第 22 表)

17



1) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて捕獲の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

③ 捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

1) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は、第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

ア 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲実施者の数は必要最小限とするとともに、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることが出来ることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。

(ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

### 3) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とするものとする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

### 4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合においては、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。また、被害等が周辺の県にまたがって発生する場合においては、関係各県が共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等、関係各県の間で連携を図るものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

### 5) 方法

ア 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する（とめさし等）場合については、この限りではない。

イ 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

ウ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

エ ライフル銃を使用したサルの捕獲については、他の方法では捕獲が困難で、かつ、安全性が確保できる場所及び区域に限ってその使用を認めるものとする。

## ②許可基準

(第23-1表)

| 許可権者              | 鳥 獣 名                                                                                                                                                     | 許 可 基 準     |     |    |                 |                  |                                                                                         |          | 被害農林水産物等                    | 備 考                                                             |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|----|-----------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------|
|                   |                                                                                                                                                           | 方 法         | 区域  | 時期 | 日数              | 1人当たり<br>捕獲羽(頭)数 | 許可対象者                                                                                   | 留意<br>事項 |                             |                                                                 |
| 市町村長              | スズメ                                                                                                                                                       | 銃器、網        | 市町村 | 通年 | 原則<br>3ヶ月<br>以内 | 100羽以内           | ①市町村長<br>②知事の<br>認める法人<br>③被害者<br>④被害者から<br>依頼を受けた者<br><br>(③・④について<br>は銃器以外の方<br>法による) |          | 水稻、豆類、果樹、飼<br>料作物           | ◎予察捕獲の場合は、<br>原則7ヶ月とする。                                         |
|                   | ヒヨドリ                                                                                                                                                      | 〃           | 〃   | 〃  | 〃               | 10羽以内            |                                                                                         |          | 野菜、果樹                       |                                                                 |
|                   | カラス類                                                                                                                                                      | 銃器、網、<br>わな | 〃   | 〃  | 〃               | 20羽以内            |                                                                                         |          | 水稻、野菜、果樹、豆<br>類、飼料作物        | ◎捕獲許可日数及び羽<br>(頭)数については、生<br>息数及び被害状況を勘<br>案のうえ、必要最小限<br>にとどめる。 |
|                   | ドバト                                                                                                                                                       | 〃           | 〃   | 〃  | 〃               | 20羽以内            |                                                                                         |          | 水稻、野菜、果樹、豆<br>類、麦類          |                                                                 |
|                   | イノシシ                                                                                                                                                      | 銃器、わな       | 〃   | 〃  | 〃               | 無制限              |                                                                                         |          | 水稻、野菜、飼料作<br>物、シイタケ、タケノコ、芋類 | ◎ライフルによる捕獲<br>は、イノシシ、ニホン<br>ジカ、ニホンザルに限<br>る。                    |
|                   | ノウサギ                                                                                                                                                      | 〃           | 〃   | 〃  | 〃               | 10羽以内            |                                                                                         |          | 果樹、水稻、野菜、造<br>林木            |                                                                 |
|                   | ニホンザル                                                                                                                                                     | 〃           | 〃   | 〃  | 〃               | 必要数              |                                                                                         |          | 水稻、果樹、野菜、<br>シイタケ、芋類        | ◎錯誤捕獲の可能性の<br>ある外来鳥獣について<br>は、あらかじめ捕獲申<br>請しておくよう指導す<br>る。      |
|                   | ニホンジカ                                                                                                                                                     | 〃           | 〃   | 〃  | 〃               | 無制限              |                                                                                         |          | 水稻、果樹、麦類、シイ<br>タケ、造林木       |                                                                 |
|                   | 上記以外の狩猟鳥獣、<br>アオサギ、ダイサギ、<br>コサギ、トビ、                                                                                                                       | 銃器、網、<br>わな | 〃   | 〃  | 〃               | 必要最小限            |                                                                                         |          |                             |                                                                 |
|                   | 外来鳥獣                                                                                                                                                      | 銃器、網、<br>わな | 〃   | 〃  | 〃               | 無制限              |                                                                                         |          |                             |                                                                 |
| 知 事<br><br>(振興局長) | 【県許可】<br>① 複数の市町村にわたり有害鳥獣捕獲を実施する場合<br>② 国又は県が有害鳥獣捕獲を実施する場合<br>③ 飛行場の区域内で有害鳥獣捕獲を実施する場合<br>④ 複数の振興局にわたり有害鳥獣捕獲を実施する場合<br>⑤ その他市町村長にかかる捕獲許可権限以外の有害鳥獣捕獲を実施する場合 |             |     |    |                 |                  |                                                                                         |          |                             |                                                                 |

## (4) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

## ① 方針

有害鳥獣捕獲の実施は、捕獲班による共同又は単独によるものを適切に選択し、捕獲班の編制は市町村毎に市町村及び狩猟者団体等が協議して決定する。捕獲従事者は、鳥獣保護に良識を有し、随時出動できる要件を備えた者とする。

また、農林作物等の被害発生時には、迅速かつ的確に出動できる体制を整備するとともに、効果的な捕獲を実施するための広域捕獲体制や農林業者による自衛を目的としたわな捕獲班等新たな捕獲班の編成についても、市町村等を指導するものとする。

## ② 捕獲班編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第24表)

| 対象鳥獣名                                 | 対 象 地 域                                        | 備 考 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|-----|
| スズメ<br>カラス類<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ニホンジカ | 被害が激甚な地域を中心として、その生息域を勘案し、必要最小限度の範囲内で決定するものとする。 |     |

## ③ 指導事項の概要

ア 迅速な捕獲実施のため、行政関係団体等で十分な協議を行い、捕獲班の整備充実を図る。

イ 市町村長は、捕獲の実施にあたっては、関係機関へ連絡するとともに、地域住民へ捕獲の内容についての周知を図る。

ウ 市町村長は、捕獲従事者への的確な指示を与え、事故、違反の防止には万全の措置を講ずる。

## 4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき県知事が作成した特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

## (1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。

さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。

## (2) 鳥獣の種類・数

捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

## (3) 期間

- ① 特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。
- ② 捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ③ 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。

## (4) 区域

特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

## (5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。

## 5 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

## (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。
- ③ 期間  
1年以内。
- ④ 区域  
申請者の職務上必要な区域。
- ⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

## (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

- ① 許可対象者  
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者。
- ② 鳥獣の種類・数  
必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）。

## ③ 期間

1年以内。

## ④ 区域

必要と認められる区域。

## ⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

## (3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

## ① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

## ② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）。

## ③ 期間

6か月以内。

## ④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

## ⑤ 方法

原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

## (4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

## ① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

## ② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は対象放鳥地の個体とする。

## ③ 期間

6か月以内。

## ④ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

## ⑤ 方法

網、わな又は手捕。

## (5) 鵜飼漁業への利用

## ① 許可対象者

鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者。

② 鳥獣の種類・数  
必要最小限。

③ 期間  
6 か月以内。

④ 区域  
原則として、規則第7条第1項第6号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法  
手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者  
祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）。

② 鳥獣の種類・数  
必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）

③ 期間  
30日以内。

④ 区域  
原則として、規則第7条1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法  
原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

## 6 鳥獣の飼養の適正化

### (1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

- ① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- ② 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- ③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- ④ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。  
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

広報等により鳥獣の飼養の適正化についての周知を図るとともに、鳥獣保護員の巡回により違法飼養等を取締り、指導するものとする。

## 7 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリのお土産品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。



(第23-2表)

| 捕獲の目的              | 許可権者          | 許可基準                                                    |                                                                                                                                            |                                  |                                                                                                         |                                                                                                                     |      | 備考 |
|--------------------|---------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
|                    |               | 許可対象者                                                   | 鳥獣の種類及び員数                                                                                                                                  | 捕獲期間                             | 捕獲区域                                                                                                    | 捕獲方法                                                                                                                | 留意事項 |    |
| 学術研究               |               |                                                         |                                                                                                                                            |                                  |                                                                                                         |                                                                                                                     |      |    |
| 学術研究               | 県知事           | 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者                | 必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）<br>ただし、外来鳥獣の場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。                                                                                    | 1年以内                             | 必要最小限の区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。 | 次に掲げる条件に適合するものであること。<br>(7) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法でないこと。<br>(4) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。 |      |    |
| 標識調査               | 県知事           | 国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。） | 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1000羽以内、その他の者にあつては、同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種についてはこの限りでない。 | 1年以内                             | 原則として、規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。                                               | 原則として、わな、網又は手捕とする。                                                                                                  |      |    |
| 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整 | 県知事<br>(振興局長) | 市町村長                                                    | 捕獲数は、特定鳥獣保護管理計画の目標の達成を図るために適切かつ合理的な頭数であること。                                                                                                | 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。 | 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。                                                                        | 原則として、法第36条で禁止されている捕獲手段は用いることはできない。                                                                                 |      |    |

| 捕獲の目的                       | 許可権者                                                                                                                                                                  | 許 可 基 準                                              |                          |                                              |       |                                                                         |                                                                          |      | 備考 |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------|----|
|                             |                                                                                                                                                                       | 許可対象者                                                | 鳥獣の種類及び員数                |                                              | 捕獲期間  | 捕獲区域                                                                    | 捕獲方法                                                                     | 留意事項 |    |
| その他特別の事由の場合                 |                                                                                                                                                                       |                                                      |                          |                                              |       |                                                                         |                                                                          |      |    |
| 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行             | 県知事<br>(振興局長)<br>市町村長                                                                                                                                                 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）                   | 必要と認められる種類及び数<br>(羽、頭、個) |                                              | 1年以内  | 申請者の職務上必要な区域                                                            | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟具又は猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 |      |    |
| 傷病により保護を要する鳥獣の保護            | 県知事<br>(振興局長)<br>市町村長                                                                                                                                                 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員、その他特に認められる者 | 必要と認められる種類及び数<br>(羽、頭、個) |                                              | 1年以内  | 必要と認められる区域                                                              |                                                                          |      |    |
| 博物館、動物園その他これに類する施設における展示    | 県知事                                                                                                                                                                   | 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者                 | 必要と認められる種類及び数<br>(羽、頭、個) |                                              | 6か月以内 | 原則として、規則第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではない。               |                                                                          |      |    |
| 養殖している鳥類の過度の近親の交配の防止        | 県知事                                                                                                                                                                   | 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者                         | 人工養殖が可能と認められる種類。         | 必要最小限の員数<br>(羽、個)とし、放鳥を目的とする場合は、対象放鳥地の個体とする。 | 6か月以内 | 原則として、住所地と同一県内の区域。（規則法第7条第1項第7号イからチに掲げる区域は除く。）ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 | 網、わな又は手捕。                                                                |      |    |
| 鵜飼漁業への利用                    | 県知事                                                                                                                                                                   | 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者                                | 必要最小限                    |                                              | 6か月以内 |                                                                         | 手捕。ただし他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。                                     |      |    |
| 伝統的な祭礼行事に用いる                | 県知事                                                                                                                                                                   | 祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者             | 必要最小限                    |                                              | 30日以内 |                                                                         | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。    |      |    |
| 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護、その他公益に資する | 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。<br>なお、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。<br>特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。 |                                                      |                          |                                              |       |                                                                         |                                                                          |      |    |

## 第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

銃猟の使用禁止区域は、市街地や人家密集地に近く住民と狩猟者が接する機会が多く予想される区域や、人の立ち入ることが多い海岸等、銃猟による事故発生の危険が高い地域について指定に努めた結果、平成23年度末において19箇所、18,440haが指定されており、銃猟による危険防止に重要な役割を果たしている。本計画期間には、銃猟に伴う危険を予防するための区域のうち、市街地化が進み事故発生の危険が高くなっている区域3箇所及び公共の安全及び静ひつが必要とされる区域2箇所の期間更新を行う。

#### (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第25表)

|                            |    | 既指定特定<br>猟具使用禁<br>止区域(A) |      | 本計画期間に指定する<br>特定猟具使用禁止区域 |      |      |       |      |       | 本計画期間に区域拡大する<br>特定猟具使用禁止区域 |      |      |      |      |      |
|----------------------------|----|--------------------------|------|--------------------------|------|------|-------|------|-------|----------------------------|------|------|------|------|------|
|                            |    |                          |      | 平成24年度                   | 25年度 | 26年度 | 27年度  | 28年度 | 計(B)  | 平成24年度                     | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 計(C) |
| 銃猟に伴う<br>危険を予防する<br>ための区域  | 箇所 | 19                       | 箇所   | 1                        | 1    | 2    | 1     |      | 5     |                            |      |      |      |      | 0    |
|                            | 面積 | 18,440 ha                | 変動面積 | 14 ha                    | 150  | 498  | 1,527 |      | 2,189 | ha                         |      |      |      |      | 0    |
| わな猟に伴う<br>危険を予防する<br>ための区域 | 箇所 |                          | 箇所   |                          |      |      |       |      | 0     |                            |      |      |      |      | 0    |
|                            | 面積 | ha                       | 変動面積 | ha                       |      |      |       |      | 0     | ha                         |      |      |      |      | 0    |

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

|                            |    | 本計画期間に区域減少する<br>特定猟具使用禁止区域 |      |      |      |      |      | 本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する<br>特定猟具使用禁止区域 |      |      |       |      |       | 計画<br>期間中の<br>増△減* | 計画終了時の<br>特定猟具使用<br>禁止区域** |
|----------------------------|----|----------------------------|------|------|------|------|------|-------------------------------------|------|------|-------|------|-------|--------------------|----------------------------|
|                            |    | 平成24年度                     | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 計(D) | 平成24年度                              | 25年度 | 26年度 | 27年度  | 28年度 | 計(E)  |                    |                            |
| 銃猟に伴う<br>危険を予防する<br>ための区域  |    |                            |      |      |      |      | 0    | 1                                   | 1    | 2    | 1     |      | 5     | 0                  | 19                         |
|                            | ha |                            |      |      |      |      | 0    | 14 ha                               | 150  | 498  | 1,527 |      | 2,189 | 0                  | 18,440                     |
| わな猟に伴う<br>危険を予防する<br>ための区域 |    |                            |      |      |      |      | 0    |                                     |      |      |       |      | 0     | 0                  | 0                          |
|                            | ha |                            |      |      |      |      | 0    | ha                                  |      |      |       |      | 0     | 0                  | 0                          |

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第26表)

| 年 度    | 銃猟に伴う危険を予防するための区域   |                         |          |          |     | わな猟に伴う危険を予防するための区域      |                             |          |          |    |
|--------|---------------------|-------------------------|----------|----------|-----|-------------------------|-----------------------------|----------|----------|----|
|        | 特定猟具使用禁止区域<br>指定所在地 | 特定猟具使用禁止区域名称<br>(特定猟具名) | 指定<br>面積 | 指定<br>期間 | 備考  | 特定猟具<br>使用禁止区域<br>指定所在地 | 特定猟具使用<br>禁止区域名称<br>(特定猟具名) | 指定<br>面積 | 指定<br>期間 | 備考 |
| 平成24年度 | 大分市大字荷尾杵 外          | 野津原 特定猟具使用禁止区域 (銃)      | 14 ha    | 10 年     | 再指定 |                         |                             | ha       | 年        |    |
| 計      |                     | 1 箇所                    | 14 ha    |          |     |                         | 箇所                          | ha       |          |    |
| 平成25年度 | 豊後高田市大字森 外          | 桂川 特定猟具使用禁止区域 (銃)       | 150 ha   | 10 年     | 再指定 |                         |                             | ha       | 年        |    |
| 計      |                     | 1 箇所                    | 150 ha   |          |     |                         | 箇所                          | ha       |          |    |
| 平成26年度 | 中津市                 | 中津海岸 特定猟具使用禁止区域 (銃)     | 360 ha   | 10 年     | 再指定 |                         |                             | ha       | 年        |    |
|        | 中津市大字昭和新田 外         | 昭和新田 特定猟具使用禁止区域 (銃)     | 138 ha   | 10 年     | 再指定 |                         |                             | ha       |          |    |
| 計      |                     | 2 箇所                    | 498 ha   |          |     |                         | 箇所                          | ha       |          |    |
| 平成27年度 | 宇佐市大字久兵衛 外          | 宇佐海岸 特定猟具使用禁止区域 (銃)     | 1,527 ha | 10 年     | 再指定 |                         |                             | ha       | 年        |    |
| 計      |                     | 1 箇所                    | 1,527 ha |          |     |                         | 箇所                          | ha       |          |    |
| 計      |                     | 5 箇所                    | 2,189 ha |          |     |                         | 箇所                          | ha       |          |    |

## 2 特定猟具使用制限区域の指定

## (1) 方針

本計画期間内に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区や休猟区等で狩猟者の集中的入猟が予想される地域にあっては、危険予防の観点から入猟者の動向を見ながら、必要に応じて特定猟具使用制限区域の指定を行うものとする。

## 3 猟区設定のための指導

## (1) 方針

野生鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図るため、猟区の設定が促進されるよう配慮するものとする。

## (2) 設定指導の方法

猟区に適した地域の情報収集を図るとともに、市町村並びに狩猟者団体等に対し、適正な運営が行われるよう指導、助言する。  
また、猟区を活用した狩猟初心者者の育成について、必要に応じて関係団体と連携した取り組みを進めるものとする。

## 4 指定猟法禁止区域

## (1) 方針

鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒事故を防止するため、必要に応じて鳥類の集まる水辺の調査を行うとともに、指定猟法禁止区域の指定を進めることを検討するものとする。

## 第6 特定計画の作成に関する事項

### (1) 方針

近年、イノシシやニホンジカなどの野生鳥獣による農林作物の被害が深刻な状況となっている。このため、県下におけるイノシシ及びニホンジカによる農林作物の抜本的被害対策として、平成23年度にニホンジカ及びイノシシの特定鳥獣保護管理計画の改訂を行った。これに基づいて、イノシシ及びニホンジカについて保護管理を行い、野生鳥獣の保護と農林業との共存を図る。

(第32表)

| 計画作成年度 | 計画作成の目的   | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間                  | 対象区域         | 備考  |
|--------|-----------|---------|------------------------|--------------|-----|
| 平成23年度 | 生息頭数の適正管理 | ニホンジカ   | 平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日 | 県下全域（姫島村を除く） | 第4期 |
| 平成23年度 | 生息頭数の適正管理 | イノシシ    | 平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日 | 県下全域（姫島村を除く） | 第3期 |

## 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

野生鳥獣の生息環境は、市街化の進展、交通網の発達、山林の開発利用等により減少しつつあるが、このような状況において、県内の野生鳥獣の生息状況、鳥獣保護区等の指定効果等について調査し、鳥獣保護行政推進の資料とする。

また、これらの調査精度の向上のために既存資料を収集整備するとともに、野鳥の会等の鳥獣保護団体との協力体制を充実させ、さらには、鳥獣保護員の調査能力の向上に努める。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### (1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じて実施するものとする。

#### (2) 鳥獣生息分布等調査

##### ア 調査の概要

鳥類については、第10次計画からの継続調査を行い、種類、分布状況、繁殖状態、出現時期等を把握し、生息分布図の作成に努める。

##### イ 鳥獣生息分布図作成の対象とする鳥獣の種類と主な種名

鳥類 カワウ

獣類 アライグマ

#### (3) 希少鳥獣等保護調査

##### ア 調査の概要

県内に生息する貴重な鳥類について、その生息状況の調査を行い、前回調査時との比較により生息数の増減や生息環境の変化を調査する。また、レッドデータブックおおいた（大分県：2001年3月発行）に掲載されている鳥獣類の更なる情報の収集に努める。

##### イ 調査計画

(第34表)

| 対象鳥獣名    | 調査年度                  | 調査方法・内容                                 | 調査地域 | 調査時期  |
|----------|-----------------------|-----------------------------------------|------|-------|
| イヌシ・クマカ等 | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | 現地調査（ロードサイドカウントまたは、定点カウント）<br>既存資料の収集整理 | 県下全域 | 4月～3月 |

#### (4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

##### ア 調査の概要

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来数、越冬状況を明らかにするために、県内全域の渡来地について生息調査を実施する。

なお、本調査は、毎年1月中旬に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。

## イ 調査計画

(第35表)

| 対象地域名    | 調査年度                  | 調査方法・内容                      | 備 考 |
|----------|-----------------------|------------------------------|-----|
| 県内全域の渡来地 | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | 分布調査<br>(各渡来地毎に種別毎の飛来数を調査する) |     |

## (5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

## ア 調査の概要

本計画期間中に指定する鳥獣保護区及び休猟区の一部について、指定前後の鳥類の種類と生息数並びに主要な狩猟獣類の生息数の変化を現地調査及び聞き取り調査により把握する。

## イ 調査計画

(第36表)

| 対象保護区等の名称 |      |       | 調査年度                   | 調査の種類・方法                                      | 備 考 |
|-----------|------|-------|------------------------|-----------------------------------------------|-----|
| 鳥獣保護区     | 角埋山  | 鳥獣保護区 | 平成24年度                 | 指定時に調査を行う。<br>・ 出会い調査<br>・ 聞き取り調査             |     |
|           | 関崎   | 鳥獣保護区 | 平成26年度                 |                                               |     |
|           | 宇佐神宮 | 鳥獣保護区 | 平成26年度                 |                                               |     |
|           | 山下湖  | 鳥獣保護区 | 平成27年度                 |                                               |     |
|           | 城山   | 鳥獣保護区 | 平成27年度                 |                                               |     |
|           | 牧ノ戸  | 鳥獣保護区 | 平成28年度                 |                                               |     |
|           | 国東半島 | 鳥獣保護区 | 平成28年度                 |                                               |     |
| 特例休猟区     | 野田   | 休猟区   | 平成24年度<br>及び<br>平成26年度 | 指定時及び指定後 2 年経過時に調査を行う。<br>・ 出会い調査<br>・ 聞き取り調査 |     |
|           | 直入北部 | 休猟区   | 平成25年度<br>及び<br>平成27年度 |                                               |     |

### 3 狩猟対策調査

#### (1) 方針

狩猟鳥獣の生息数を維持し、狩猟の適正化を図るため、狩猟鳥獣の生息分布状況及び狩猟者の捕獲状況等の狩猟実態を狩猟者の協力により調査を行う。

#### (2) 狩猟鳥獣生息調査

##### ア 調査の概要

主要な狩猟鳥獣の生息分布状況、増減傾向等を把握するため既存資料を活用するほか、狩猟者の20%無作為抽出によるアンケート調査及び聞き取り調査等を実施する。

##### イ 調査計画

(第37表)

| 対象鳥獣 | 調査年度                  | 調査内容、調査方法                                 | 備考 |
|------|-----------------------|-------------------------------------------|----|
| キジ   | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | 生息分布調査及び増減調査<br>・既存資料の活用<br>・アンケート調査、現地調査 |    |
| ヤマドリ | 〃                     | 〃                                         |    |

#### (3) 放鳥効果測定調査

##### ア 調査の概要

本調査は、放鳥したキジについて、年2回（春期と秋期）出会い調査や聞き取り調査により定着状況等を調査するものである。

(第38表)

| 対象種類 | 調査年度   | 放鳥数    | 標 識   |     | 調査方法                                      | 備考 |
|------|--------|--------|-------|-----|-------------------------------------------|----|
|      |        |        | 標識の種類 | 装着数 |                                           |    |
| キジ   | 平成24年度 | 1,200羽 | —     | —   | 春期と秋期の年2回、県職員及び鳥獣保護員により、出会い調査や聞き取り調査を実施する |    |
|      | 平成25年度 | 1,200羽 | —     | —   |                                           |    |
|      | 平成26年度 | 1,100羽 | —     | —   |                                           |    |
|      | 平成27年度 | 1,400羽 | —     | —   |                                           |    |
|      | 平成28年度 | 1,100羽 | —     | —   |                                           |    |



## (4) 狩猟実態調査

全狩猟登録者に対し調査票（出猟作業日誌）を配布して、狩猟者の狩猟実態及び捕獲状況等を把握する。

(第39表)

| 対象種類          | 調査年度                  | 調査内容                                                       | 調査方法                                  | 備 考 |
|---------------|-----------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----|
| イノシシ<br>ニホンジカ | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | ① 狩猟期間中の出猟回数<br>② 出猟場所と捕獲方法<br>③ 出合い数（性別ごと）<br>④ 捕獲数（性別ごと） | 狩猟登録者全員に対し、出猟作業日誌を<br>配布し、その回収結果を分析する |     |

## 4 有害鳥獣対策調査

## (1) 方針

農林作物等に被害を及ぼす鳥獣の生態及び被害発生状況を調査することにより、効果的な防除方法の確立に資する。

## (2) 調査の概要

イノシシ、ニホンジカ及びニホンザルについて、市町村、鳥獣保護員及び狩猟者団体等の協力を得て実施する。

(第40表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度                  | 調査内容、調査方法                     | 備 考       |
|-------|-----------------------|-------------------------------|-----------|
| イノシシ  | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | 被害状況・捕獲状況等のモニタリング調査を実施する      |           |
|       | 平成27年度                | 生息数・被害状況等のアンケート調査を実施する        | 調査研究期間へ委託 |
| ニホンジカ | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | 生息密度、被害状況・捕獲状況等のモニタリング調査を実施する |           |
|       | 平成27年度                | 生息数・被害状況等のアンケート調査を実施する        | 調査研究期間へ委託 |
| ニホンザル | 平成24年度<br>～<br>平成28年度 | 被害発生状況・捕獲状況等を調査する             |           |

## 第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

### 1 鳥獣行政担当職員

#### (1) 方針

鳥獣保護行政職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況、狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、担当職員の研修を行い、専門的知識の向上を図るものとする。

#### (2) 設置計画

(第4 1 表)

| 区 分    |                           | 現 況      |          |          | 計画終了時    |          |          | 備 考                                                                                                                                                               |
|--------|---------------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                           | 専任       | 兼任       | 計        | 専任       | 兼任       | 計        |                                                                                                                                                                   |
| 本<br>庁 | 農林水産部 森との共生推進室<br>森林環境保護班 | (人)<br>2 | (人)<br>1 | (人)<br>3 | (人)<br>2 | (人)<br>1 | (人)<br>3 | ・鳥獣保護区等の指定、鳥獣捕獲許可<br>・野生鳥獣の生息状況調査<br>・狩猟取締り及び狩猟者団体等の育成指導<br>・狩猟免許試験・更新、狩猟者登録事務（県外者）<br>・鳥獣保護思想の普及啓発、鳥獣保護員の採用<br>・有害鳥獣被害対策の指導<br>・愛鳥モデル校の指定及び指導<br>・傷病鳥獣の保護及び感染症対策 |
|        | 小 計                       | 2        | 1        | 3        | 2        | 1        | 3        |                                                                                                                                                                   |
| 出<br>先 | 東部振興局 農山漁村振興部 森林管理班       |          | 1        | 1        |          | 1        | 1        | ・鳥獣保護思想の普及啓発<br>・野生鳥獣の生息状況調査                                                                                                                                      |
|        | 中部振興局 農山漁村振興部 森林管理班       |          | 1        | 1        |          | 1        | 1        | ・愛鳥モデル校の指導<br>・傷病鳥獣の保護及び感染症対策                                                                                                                                     |
|        | 南部振興局 農山漁村振興部 森林管理班       |          | 1        | 1        |          | 1        | 1        | ・狩猟免許試験<br>・狩猟免許更新講習会                                                                                                                                             |
|        | 豊肥振興局 農山村振興部 森林管理班        |          | 1        | 1        |          | 1        | 1        | ・狩猟者登録事務（県内者）<br>・有害鳥獣被害対策の指導                                                                                                                                     |
|        | 西部振興局 農山村振興部 森林管理班        |          | 1        | 1        |          | 1        | 1        | ・鳥獣捕獲許可、有害鳥獣捕獲指導                                                                                                                                                  |
|        | 北部振興局 農山漁村振興部 森林管理班       |          | 1        | 1        |          | 1        | 1        | ・狩猟取締り及び狩猟者団体等の育成指導                                                                                                                                               |
|        | 小 計                       |          | 6        | 6        |          | 6        | 6        | ・鳥獣保護区等の指定に伴う現地調査                                                                                                                                                 |
| 計      |                           | 2        | 7        | 9        | 2        | 7        | 9        |                                                                                                                                                                   |

#### (3) 研修計画

(第4 2 表)

| 名 称         | 主催 | 時期  | 回数/年 | 規模 | 人数  | 内容・目的                        | 備 考 |
|-------------|----|-----|------|----|-----|------------------------------|-----|
| 鳥獣行政担当者研修   | 県  | 4 月 | 1 回  | 全県 | 33人 | 鳥獣行政及び諸調査関係技術研修（市町村含む）       |     |
| 狩猟免許試験試験員研修 | 県  | 8 月 | 1 回  | 全県 | 15人 | 狩猟免許試験に係る研修                  |     |
| 鳥獣被害対策研修    | 県  | 10月 | 1 回  | 全県 | 21人 | 鳥獣被害対策に係る研修                  |     |
| 野生生物保護研修    | 国  | 6 月 | 1 回  | 全国 | 1 人 | 野生生物保護、狩猟の適正化及び特別司法警察員に関する研修 |     |

## 2 鳥獣保護員

## (1) 方針

鳥獣保護事業の実施に関する事務を補助するため、市町村の面積、狩猟者登録数、鳥獣保護区等の数及び面積、鳥獣の生息状況等を勘案して、市町村合併前の市町村数と同様の規模の、地域に密着した活動が可能な人数の配置に努めるものとする。

## (2) 設置計画

(第43表)

| 基準設置数<br>(A) | 平成23年度末 |          | 年 度 計 画 |        |        |        |        |      |          |
|--------------|---------|----------|---------|--------|--------|--------|--------|------|----------|
|              | 人員(B)   | 充足率(A/B) | 平成24年度  | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 計(C) | 充足率(C/A) |
| 58 人         | 66 人    | 114 %    | 0 人     | 0 人    | 0 人    | 0 人    | 0 人    | 66 人 | 114 %    |

## (3) 年間活動計画

(第44表)

| 活 動 内 容      | 実 施 時 期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 備 考 |
|--------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
|              | 4月      | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |     |
| 鳥獣保護区等の保護・管理 | ←       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  |     |
| 狩猟の取締り及び指導   |         |    |    |    |    |    |     | ←   |     |    |    | →  |     |
| 鳥獣保護思想の普及啓発  | ←       | →  |    |    |    |    | ←   | →   |     |    |    |    |     |
| 鳥獣に関する諸調査    | ←       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  |     |
| 研 修 会        | ←       | →  |    |    |    |    |     | ←   | →   |    |    |    |     |

## (4) 研修計画

(第45表)

| 名 称        | 主 催      | 時期        | 回数/年 | 規 模   | 人数  | 内容・目的                                               | 備 考 |
|------------|----------|-----------|------|-------|-----|-----------------------------------------------------|-----|
| 鳥獣保護員地区研修会 | 振興局      | 4月<br>11月 | 2 回  | 振興局管内 | 66人 | 鳥獣保護法令（法改正等）について<br>狩猟事故・違反の防止について<br>その他鳥獣保護に関すること |     |
| 鳥獣被害対策研修   | 森との共生推進室 | 9月        | 1 回  | 振興局管内 | 66人 | 鳥獣被害対策に関すること                                        |     |

### 3 保護管理の担い手の育成

#### (1) 方針

野生鳥獣による農林業被害の軽減を図り、野生鳥獣との共生を進めるため適正な生息頭数の維持管理を図る必要がある。そのため、狩猟の社会的意義の広報に努めるとともに、農林業者の狩猟免許取得を推進し、自衛策を推進する中で担い手の育成確保を目指す。

#### (2) 研修計画

(第46表)

| 名 称      | 主 催       | 時期  | 回数/年 | 規 模   | 人数   | 内 容・目的          | 備 考 |
|----------|-----------|-----|------|-------|------|-----------------|-----|
| 箱わな講習会   | 大分県       | 10月 | 1 回  | 振興局管内 | 150人 | 狩猟免許新規取得者の技術の向上 |     |
| 初心者狩猟講習会 | (社)大分県猟友会 | 8月  | 1 回  | 全 県   | 350人 | 狩猟免許取得のための講習    |     |

#### (3) 狩猟者の減少防止対策

市町村や狩猟者団体を通じて狩猟の社会的意義の広報に努めるとともに、狩猟免許試験を受験しやすいように会場等の設置に配慮するものとする。

### 4 鳥獣保護センター等の設置

#### (1) 方針

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、野鳥の森の整備や鳥獣保護区内に野鳥観察舎の設置、探鳥路の整備を行うとともに、傷病鳥獣保護のため、大分県獣医師会と十分連携をとり、迅速な対応を可能とするために、県内各地の動物病院等に依頼する鳥獣110番の救護医及び傷病鳥獣介護ボランティアの活動を推進する。

(第47表)

| 名 称          | 設 置 目 的                       | 活 動 内 容                                                          | 備 考           |
|--------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------|
| 鳥獣110番       | 県下各地で保護される傷病野生鳥獣を迅速に保護し、治療する。 | 事故等で傷つき、また病気にかかり自力で生息できない野生鳥獣の保護及び治療を行う。                         | H23年度<br>33箇所 |
| 傷病鳥獣介護ボランティア | 治療を受けた傷病鳥獣が野生に復帰できるよう、保護飼養する。 | 鳥獣110番で保護・治療を受けた野生鳥獣が治癒するまでの期間、保護飼養するとともに、野生に復帰できるよう自活のための訓練を行う。 |               |

## 5 取締り

## (1) 方針

違法行為及び狩猟事故の根絶を図るため、違法行為・違法捕獲、事故等の未然防止に重点を置き、警察当局、鳥獣保護員等と充分連携をとりながら、指導及び取締りを実施する。

## (2) 年間計画

(第48表)

| 事 項           | 実 施 時 期 |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     |     | 備 考 |
|---------------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
|               | 4 月     | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |     |
| 狩猟違反及び事故防止    |         |     |     |     |     |     |      | ←    |      |     |     | →   |     |
| 違法捕獲及び違法飼養の防止 | ←       |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     | →   |     |
| 違法販売及び違法加工の防止 | ←       |     |     |     |     |     |      |      |      |     |     | →   |     |

## 6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業に必要な財源の確保については、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

## 第9 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

鳥獣保護事業においては、近年のイノシシ・ニホンジカの生息数の増加に伴う農林産物への被害が甚大化しており、特定鳥獣の保護管理の必要性が増している。そのため、特定鳥獣保護管理計画を策定し、鳥獣の適正な個体数管理の観点から保護事業を推進する。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

「レッドデータブックおおいた」に記載されている鳥獣を含む希少鳥獣の保護管理については、生息状況を踏まえ、必要に応じて捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

#### (2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣であっても、県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められるような場合については、法第12条に基づき、所要の手続きを経て捕獲等の禁止又は制限を行うこととする。

#### (3) 外来鳥獣等

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系等に被害が生じている鳥獣については、被害を防止する目的で捕獲等又は採等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

#### (4) 一般鳥獣

希少鳥獣又は狩猟鳥獣に準じた対策が必要な鳥獣を含む一般鳥獣の保護管理については、必要に応じて検討する。

### 3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとする。

### 4 傷病鳥獣救護の基本的な対応

#### (1) 方針

鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護を図るため、鳥獣110番の救護医、市町村及び自然保護団体と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。

また、傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じ、救護個体の化学物質や重金属による汚染の状況及び感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上、必要に応じて対策を講じる。

なお、ひな及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう県民に対し周知徹底を図るものとする。

また、野生復帰させることが被害等の原因となるおそれのある傷病鳥獣についても、原則として保護の対象としないよう県民の理解が得られるよう努めるものとする。

油汚染事件など一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合は、県、市町村、県獣医師会その他関係団体等が協力して、傷病鳥獣の効率的な救護体制の整備に努めるものとする。

(2) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、必要に応じ同法による手続を経た上で、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるか終生飼養する。
- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死などの取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- ⑤ その他の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(3) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染のおそれがある場合には、関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

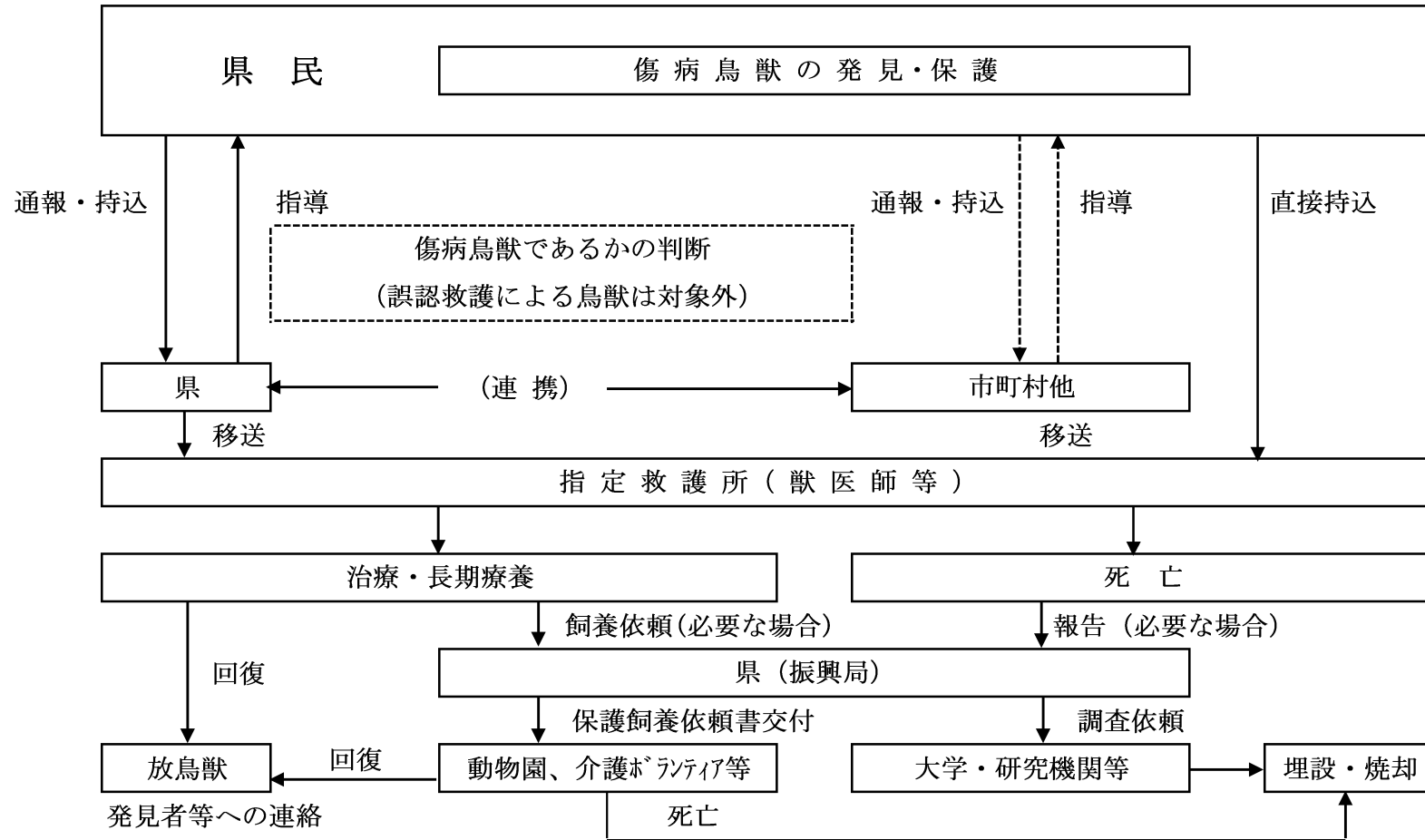
なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(4) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していることなどを確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的なかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

## (5) 保護体制



## 5 安易な餌付けの防止

## (1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には以下の点について留意するものとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- ② 観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うものとする。
- ③ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。



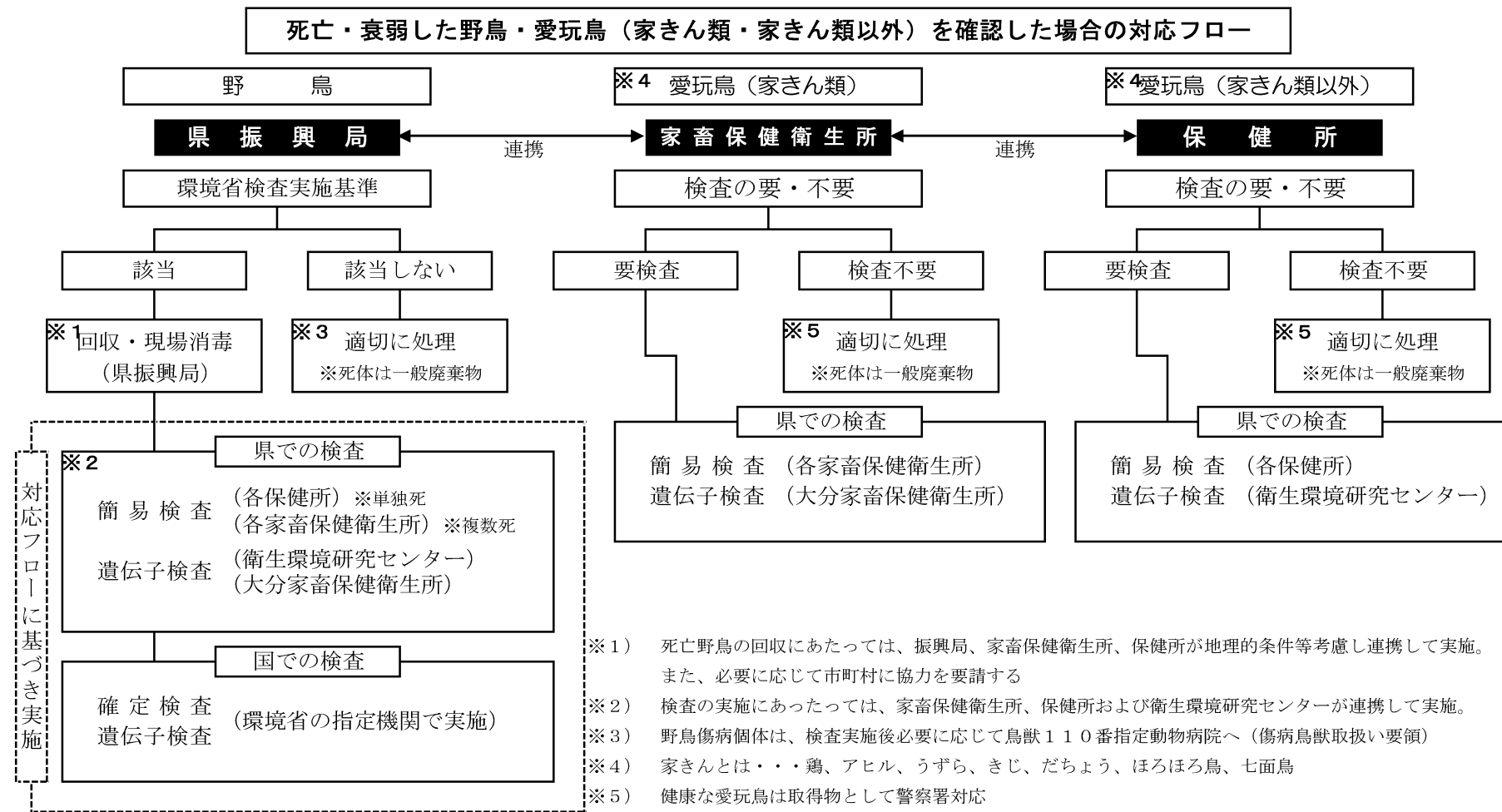
## 6 人獣共通感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症が発生した場合に備えて、大分県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策実施要領に基づき、関係機関との連絡体制、鳥獣に関する検査体制並びに高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等の対応を行うものとする。

なお、野鳥の生息状況やウイルス保有状況調査の詳細な項目等については、別途、国が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を基に、関係各局と連携し適切な実施を図るものとする。

さらに、鳥獣の異常死等が発生した際の対応は、下記フローによるものとする。（平成23年12月末時点）

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。



## 7 普及啓発

## (1) 鳥獣の保護管理についての普及等

## ① 方針

鳥獣保護を推進するためには、広く県民の認識が必要であることから、市町村、学校、野鳥保護団体の協力を得て、愛鳥週間を中心に探鳥会、愛鳥ポスターコンクール等の各種行事を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を図るよう努めるものとする。

## ② 事業の年間計画

(第50表)

| 事業内容               | 実 施 時 期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 備考 |
|--------------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|                    | 4月      | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |
| 愛鳥週間行事<br>(探鳥会・展示) | ←→      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 愛鳥週間用<br>ポスターコンクール | ←       |    |    |    |    |    |     | →   |     |    |    |    |    |
| 愛鳥モデル校<br>の指導      | ←→      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 給餌台・巣箱作り教室         |         |    |    |    |    |    | ←→  |     |     |    |    |    |    |
| 野生鳥獣関係<br>ビデオ等の貸付  | ←       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  |    |

## ③ 愛鳥週間行事等の計画

(第51表)

| 区 分    | 平成24年度                               | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 備 考 |
|--------|--------------------------------------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 愛鳥週間行事 | 探鳥会<br>野鳥 <sup>ハ</sup> 雛等の展示<br>巣箱作り | 〃      | 〃      | 〃      | 〃      |     |

## (2) 野鳥の森等の整備

県民が野鳥に接する喜びを体験できるよう野鳥の森等の整備に努めるものとする。

## 8 愛鳥モデル校の指定

## (1) 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として、児童生徒が身近な自然に親しみながら、野鳥保護への関心を高め、さらには、情緒豊かな人格形成の一助とすることを目的に愛鳥モデル校を指定するよう努めるものとする。

- (2) 指定期間  
5年間

- (3) 愛鳥モデル校に対する指導内容  
自然の中での野鳥との関わりについての講演や野鳥観察の方法、巣箱や給餌台の架設方法、傷病鳥獣の保護及び活動成果の発表等について指導する。  
野鳥関係の図書の配布やビデオ、双眼鏡を貸し出すとともに巡回指導を行う。

- (4) 指定計画

(第53表)

| 区 分   | 平成24年度 |    |    | 平成25年度 |    |    | 平成26年度 |    |    | 平成27年度 |    |    | 平成28年度 |    |    |
|-------|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|--------|----|----|
|       | 既設     | 新設 | 計  | 既設     | 新設 | 計  | 既設     | 新設 | 計  | 既設     | 新設 | 計  | 既設     | 新設 | 計  |
| 小 学 校 | 9      | 3  | 12 | 10     | 3  | 13 | 12     | 3  | 15 | 14     | 2  | 16 | 16     | 1  | 17 |
| 中 学 校 | 3      |    | 3  | 3      |    | 3  | 3      |    | 3  | 3      |    | 3  | 3      |    | 3  |
| 高等学校等 |        |    | 0  |        |    | 0  |        |    | 0  |        |    | 0  |        |    | 0  |
| 計     | 12     | 3  | 15 | 13     | 3  | 16 | 15     | 3  | 18 | 17     | 2  | 19 | 19     | 1  | 20 |

## 9 法令の普及徹底

- (1) 方針

狩猟及び有害鳥獣捕獲に伴う事故及び違反の防止を図るため関係団体への指導を行うとともに、鳥獣捕獲の規制制度、鳥獣飼養登録制度等について、県及び市町村の広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図る努めるものとする。

- (2) 年間計画

(第54表)

| 重点項目            | 実 施 時 期 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 実施方法                        | 対象者           |
|-----------------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----------------------------|---------------|
|                 | 4月      | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |                             |               |
| 捕獲規制・事故防止       | ←       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | →  | 県・市町村の広報誌ポスター、パンフレット、テレビ、新聞 | 狩猟者<br><br>県民 |
| かすみ網の使用所持販売頒布規制 |         |    |    |    |    | ←  | →   |     |     |    |    |    |                             |               |
| 飼 養 規 制         | →       |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | ←  |                             |               |

「第11次鳥獣保護事業計画書」

発行年 平成24年3月  
編集責任 大分県農林水産部  
森との共生推進室  
電話 097-506-3876